令和2年度事業報告

○　重点事項

1　審査の充実

（1）診療（調剤）報酬の審査の充実

審査支払機関としての専門的知識を養うため、外部からの講師による研修を行い、職員の育成に取り組んだ。

また、「審査結果の不合理な差異の解消の工程表」に示されている審査基準の統一については、各連合会に存在する審査基準18，000項目を2022（令和4）年10月までに全国統一するため、審査委員会の協力を得ながら整理を進めている。

（2）療養費審査の充実

本会の療養費審査については、施術師・保険者・学識経験者を代表する委員で構成された柔道整復施術療養費審査委員会を設置し、柔道整復師等から提出される支給申請書の審査を行い適正化に努めている。令和2年度は次年度の委員改選に向けた整備に取り組んだ。引き続き審査委員会、専門部会の中で申請内容を精査し、傾向的な課題についても把握していく。

また、はり・きゅう・あん摩マッサージ療養費については平成31年1月より受領委任の取り扱いが開始されたが、未だ厚労省から明確な審査基準が示されていない為、今後国からの通知や動向に注視し、審査委員会拡充に取り組んでいく必要がある。

（3）障害者総合支援にかかる審査の充実

障害介護給付費等及び障害児給付費等の審査支払事務について、県、市町及び国保中央会と連携し円滑な業務処理に努めた。

また、障害者総合支援法の一部改正において平成30年度から審査の整合性チェックが周知期間を経て段階的に強化されることとなり、令和2年度はその最終段階であったが、令和2年11月審査分より更なる審査機能の強化が図られた。この取り組みについては当初3年間の計画で実施されることになっていたが、厚労省の意向で令和3年度においても引き続き取り組むこととなっている。

2　保険者支援事業の効果的実施

（1）保健事業に対する支援の充実

①　国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による支援

保険者は、平成29年度に第2期データヘルス計画を策定し、令和2年度に中間評価、令和5年度中に最終評価を控えている。

本会設置の保健事業支援・評価委員会は、令和2年度に支援申請のあった18保険者に対し、事業評価や事業計画策定・見直しについて書面やオンラインによる助言などの支援を行った。

令和2年度は第2期データヘルス計画の中間評価及び個別保健事業の評価、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業計画の策定について支援を行い、中間評価にあたっては市町への広域的な支援につながるよう、管轄保健所の担当者に同席してもらい、情報を共有した。

また、計画策定における初任者がデータヘルス計画の基本的事項を早期に理解でき、データヘルスに取り組むことができることを目的に、全保険者を対象にデータヘルス推進にかかる研修会を開いた。

保健事業支援・評価委員会の支援を申請している保険者には、集団支援等で他保険者との取組みを参考にできるよう工夫し、支援を申請していない保険者や計画策定における初任者に対しては、研修会で PDCA サイクルに基づく事業実施のための底上げを図ることを目指した。

②　KDBシステム等を活用した支援と研修会の開催

国保事業運営の安定化を図るため、本会では保険者が行う保健事業や特定健診・特定保健指導の推進等の支援に取り組んでいるが、これらの事業は国保データベース （KDB）システムや保健事業支援システムから得た情報を分析し組み立てることが多いことから、システムの提供をはじめ保険者訪問による操作説明及び操作研修説明会を開催した。

また、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業が開始されたことに伴い、本会では KDB システムを活用し、65歳以上の被保険者に着目した「高齢者の健康課題」の分析を行い、市町及び後期高齢者医療広域連合に提供した。

なお、国が示す国保連合会の役割として、KDB 等システムによる分析支援の他、糖尿病性腎症重症化予防セミナーや高齢者の保健事業セミナーの実施があり、令和2年度はオンラインを活用し実施し、それぞれ100人を超える担当者が参加した。

③ 特定健診受診率向上に向けた支援

特定健診の未受診者対策として特定健康診査情報提供事業は、平成27年度に先行導入、平成28年度から本格的に県内の全保険者でスタートし、令和2年度で5年目となる。5カ年の実績は、平成28年度の情報提供1,176件（受診率0.4%）、平成29年度の情報提供1,193件(受診率0．47%)、平成30年度の情報提供1,285件（受診率0.52%）となっており、直近2か年、令和元年度の情報提供905件（受診率0.34%）、令和2年度の情報提供656件（0.25%）は大きく減少している。主な要因としては、新型コロナによる医療機関への受診抑制等による減少が考えられる。

また、特定健診未受診者対策として、特定健診の未受診者の理由に応じた受診勧奨通知作成事業も行っている。初年度である平成３０年度は１市５町、令和元年度は３市５町、令和２年度は２市４町で、過去３カ年の実績受診率の伸び率は、平均２．２％伸びていた。

（2）国保保険者標準事務処理システムの運用支援

平成30年度からの新国保制度移行に伴い、効率的な国保事務に資するため、国の主導のもと、国保中央会において国保保険者標準事務処理システム（国保情報集約システム・国保事業費納付金等算定標準システム・市町村事務処理標準システム）が開発され、都道府県・市町村・国保連合会は必要に応じ利用している。

国保情報集約システムについては、市町国保被保険者の資格情報および高額療養費多数回該当情報の管理等を行い、国保総合システムとの情報連携業務を行った。今後も市町国保業務支援につとめていく。

国保事業費納付金等算定標準システムについては、長崎県からの委託に基づき、システムの運用・管理、納付金および標準保険料率の算定等を継続して行っている。

市町村事務処理標準システムについては、国が示す自治体17業務のガバメントクラウド化との関係性に注視しながら、県の国保運営方針に基づき市町の意向を踏まえた上で本会としても導入サポートに努めていく。

（3）保険者事務共同業務の充実

保険者共同電算業務は、保険者に共通する事務を本会で一元的に共同処理することにより、事務処理の迅速化を促進し、国民健康保険事業の健全な運営に寄与することを目的としており、今年度においても各種処理を滞りなく実施した。

（4）第三者行為損害賠償求償事務の取り組み強化

国保保険者と介護保険者及び後期高齢者医療広域連合から委託を受け、交通事故等にかかる第三者行為の損害賠償請求権の行使に関する事務を実施した。

また、現行の「交通事故」「船舶事故」に加えて、「食中毒」「闘争」「犬噛み事故」等の求償対象範囲の拡大については、順次検討を進め、次年度以降実施に向けた準備を進めた。

（5）レセプト二次点検業務の充実

保険者における医療給付の適正化の支援と事務処理負担の軽減及び効率化を図ることを目的としてレセプト点検事務共同事業を開始し、平成27年度から本会に直接点検業務を行う保険者支援班を設置して、1次審査の情報を活用できる二次点検支援システムの導入により効率的な点検を行っている。令和元年度より委託保険者は21保険者となり、点検対象となる1ヵ月当たりのレセプト件数は約28万件だったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、点検対象となる1ヵ月当たりのレセプト件数は１万8千件程の減となり、26万件であった。

効果率(査定金額/手数料)の向上については、令和元年度は4．97にとどまったが、令和2年度は6．65であった。今後も、効果的・効率的な点検事務に努めるとともに研修等による知識の底上げを図りながら、効果率の向上に取り組んでいく。

また令和2年8月上旬から10月下旬にかけて、希望があった12受託保険者に対して訪問研修を実施し、レセプトの基礎知識や点検方法等、要望項目に応じた訪問研修を実施した。

（6）介護給付費の適正化の充実

介護給付費等審査支払業務を通じて保有する給付実績情報を活用し、保険者等における適正化事業に役立つ情報の提供、介護給付費明細書等の縦覧点検や医療情報との突合点検を実施し、市町等が行う介護給付適正化事業の効率的な支援に取り組んだ。また、ケアプラン分析システムを活用してケアプランの分析を行い、その結果を市町等に提供するなどの支援に努めた。

〔主な事業の実施状況〕

<u>１ 審査の充実</u> **（１）診療（調剤）報酬の審査の充実** ① 審査基準の統一化	① 「審査基準の全国統一」のため、中央会が各連合会の審査基準の調査を実施した。 ② 各連合会が採用しているコンピュータチェック項目（約43，000項目）を全国統一するための精査を令和2年9月より開始した。 ③ 国保と社保の審査委員会の合同研究会「長崎診療報酬審査研究会」を開催した。 ［開催状況］ ・第58回 令和2年11月26日 場所：支払基金 ④ 外部講師による職員研修を実施した。 ［実施状況］ ・令和2年11月9日 ・令和3年3月8、9日
② 審査委員会の運営	審査委員会の運営を円滑に行い審査の充実に繋げた。
③ 審査に関わるシステムの運用	審査課が使用するシステムについて、日程把握等運用に関わり、作業の効率化・正確さを図った。
④ 再審査処理の適正化	一次審査と二次審査で審査基準の差異が出ないよう一次審査の情報を常務処理審査委員へ提供し適正な事務を行った。
（２）療養費審査の充実 ① 柔道整復施術療養費の審査委員会の審査の充実と適正化	令和3年4月の審査委員改選に向け、体制の見直しを図った。事務点検と内容審査を明確化し、効率的な審査へ向けた整備を行った。 「柔整専門部会」においては申請書情報を累積するなど縦覧的また傾向的な観点からの資料を作成し、疑義がある施術所へ文書注意を送付するな

	ど適正化に努めた。 　審査から決定事務の手順等について令和3年2月に開催した実務担当者研修会において支給決定等のプロセスを再度確認し共有化した。
② 療養費の審査業務	療養費一般診療、補装具、針灸、あんま・マッサージ、海外療養費、その他（移送費等）申請書の登録および審査を行っている。 　今年度は県内21市町3国保組合と後期高齢者医療広域連合の委任を受け、登録業務及び審査を行った。
（3）障害者総合支援にかかる審査の充実	
① 障害者総合支援事業の推進	障害福祉サービス等に係る給付費については、適正かつ円滑な審査支払業務に努めるとともに、制度改正に伴う審査基準の段階的な強化の取り組みにおいて、令和2年11月審査分より更なる審査チェック機能の強化が図られた。
（4）過誤処理業務	
① 過誤処理	「過誤処理業務」「自主返還（指導監査等の減額）」「還付請求」の事務処理を行った。
② 保険者間調整	「保険者間調整」については、資格喪失後の受診に限定した対応として、医療機関を介さず調整を行う方式であり、国保保険者間での保険者振替処理を行う包括的合意方式と、国保保険者間あるいは国保保険者と協会けんぽ間で調整を行う療養費代理受領方式の2方式がある。平成26年から始まった療養費代理受領方式による保険者間調整業務もシステムに組み込まれた。今年度は取り扱い件数が増加したが保険者と調整をとりながら、協会けんぽ及び県外保険者と連携し、確実な業務実行に取り組んだ。

２ 保険者支援事業の効果的実施 **（１） 保健事業に対する支援の充実** ① 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による支援	① 保健事業支援・評価委員会による支援 ・今年度は、新型コロナ感染拡大防止の観点から、オンライン及び書面にて開催した。 ・保健事業支援・評価委員会の開催（7回） 第1回 令和2年5月26日（書面開催） 第2回 〃 （書面開催） （内容）国保ヘルスアップ（支援）事業計画支援 （支援保険者）長崎県・長崎市・島原市・大村市・五島市・南島原市・長与町・時津町・新上五島町 ※新型コロナの影響により急遽書面支援へ切り替え 第3回 令和2年7月28日（オンライン開催・委員のみ） （内容）書面支援の総括及び支援方法等について 第4回 令和2年9月1日（オンライン開催） （内容）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業計画支援 （支援保険者）平戸市・壱岐市・長与町・（島原市傍聴） ※後期高齢者医療広域連合及び長崎県がオブザーバ出席 （追加支援）9月24日 追加事業計画支援 長崎県 第5回 令和2年11月26日（オンライン開催） （内容）第2期データヘルス計画中間評価・個別事業支援 （支援保険者）同日に3グループに分け実施 1G：島原市・長与町・東彼杵町・後期高齢者医療広域連合 2G：五島市・対馬市・小値賀町・新上五島町 3G：歯科医師国保・医師国保・長建国保 第6回 令和3年2月5日（オンライン開催） （内容）国保ヘルスアップ支援事業 継続事業支援 （支援保険者）長崎県 第7回 令和3年3月4日・9日（オンライン開催） （内容）国保ヘルスアップ事業 継続事業支援 （支援保険者）事業毎に2日に分け実施 1G（4日）長崎市・島原市・大村市・対馬市・五島市・南島原市・長与町・時津町・新上五島町 2G（9日）長崎市・島原市・大村市・対馬市・五島市・

	南島原市・長与町・時津町・新上五島町 ② 市町職員等を対象にした「データヘルス推進にかかる研修会」の開催（オンライン開催） 日　時：令和2年6月25日（木）10時25分～15時40分 場　所：メイン会場：長崎県庁会議室（オンライン開催） ※県TV会議システムを利用 参加者：市町、国保組合、後期高齢者医療広域連合、長崎県　計184人 講　演：「第2期データヘルス計画・中間評価について」 東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット　特任教授　古井　祐司　氏 講　演：「評価計画と評価指標例」 長崎大学生命医科学域　教授　大西真由美　氏 （支援・評価委員会委員長） ※新型コロナの影響により例年集合形式で開催していたKDB 初任者向け研修も併せて行った。
② KDBシステム等を活用した支援と研修会の開催	KDBシステム及び同システムを補完する保健事業支援システム（フォーカス）の有効活用によりデータヘルス計画策定、糖尿病性腎臓病重症化予防事業、高齢者の保健事業などを実施する保険者の保健事業推進支援の充実を図るために、国保担当者や保健師等の専門職を対象に、システムの機能や操作説明及びデータ活用方法等について、研修会や訪問支援等を実施した。 また、65歳以上の高齢者に着目した「高齢者の健康課題」分析を行い、市町へ提供を行った。 併せて、国の要請に基づき開催する糖尿病性腎臓病重症化予防セミナー、高齢者の保健事業セミナーは、関係機関と連携しながら開催した。 ○糖尿病性腎臓病重症化予防セミナー （オンライン開催） 令和2年12月24日　参加者数150人 主　催：本会及び長崎県 （セミナー内容）

	説　明:「長崎県糖尿病性腎臓病重症化予防事業について」 長崎県福祉保健部国保・健康増進課 戸井　弘恵　氏 講　演:「年齢等対象者に応じた栄養指導 ～症例も交えて考えます～」 （管理栄養士）医療法人光晴会病院　顧問 篠﨑　彰子　氏 講演等:「皆様の質問にお答えします！」 （糖尿病専門医） 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 先進予防医学共同専攻　内分泌代謝内科学分野 准教授　阿比留　教生　氏 （腎専門医）宮崎内科医院　院長　宮崎　正信　氏 ○高齢者の保健事業セミナー（オンライン開催） 令和2年8月7日　参加者数169人 主　催:本会、長崎県後期高齢者医療広域連合、長崎県 （セミナー内容） 講　演:「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた動き」 国保中央会　保健事業専門幹　三好　ゆかり　氏 講　演:「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施:事業企画から展開について」 東京大学　高齢者社会総合研究機構　機構長 未来ビジョン研究センター　教授　飯島　勝矢　氏 説　明:「健康課題抽出及び対象者抽出のための KDB 等データ活用について」 長崎県国保連合会　保険者支援課
③ 特定健診受診率向上に向けた支援	① 特定健診等データ管理関連業務 特定健診等データ管理システムを利用した特定健診等結果データの管理、費用決済及び法定報告用データ作成等を行う。 ○特定健診等のデータ管理 ○特定健診等の費用決済処理及び共同処理 ○法定報告用データの作成 ○特定健診の受診券等の作成 ○各種マスタ情報の管理

	○特定健診等結果データ統計資料の作成 ② 特定健康診査情報提供事業 　特定健診未受診者が通院する医療機関から特定健診の検査項目に該当する情報提供を受けて、特定健診の結果データとみなして取り扱い、受診率向上と健診データの充実を図ることを目的として取り組んだ。 ○平成27年12月から事業開始 ・4保険者から先行実施 　　（平戸市、雲仙市、時津町、波佐見町） ・取扱件数　149件（うち域外33件） ・受診率　　0.05％ ○平成28年度から全保険者参加（広域化） ・取扱件数　1,176件（うち域外213件） ・受診率　　0.45％ ○平成29年度 ・取扱件数　1，193件（うち域外222件） ・受診率　　0.47％ ○平成30年度 ・取扱件数　1，285件（うち域外227件） ・受診率　　0.52％ ○令和元年度 ・取扱件数　905件（うち域外171件） ・受診率　　0.34％ ○令和2年度 ・取扱件数　656件（うち域外78件） ・受診率　　0.25％ ③ 受診率向上のための勧奨通知事業 　被保険者に対して訴求力を高める特定健診受診勧奨通知の作成を目指して、過去6ヵ年分の健診等データに蓄積された対象者の受診傾向を分析し、受診対象者に合わせた効果的な勧奨通知を作成して受診率の向上につなげる事業 ・平成30年度受託保険者　1市5町 ・令和元年度受託保険者　3市5町 ・令和2年度受託保険者　2市4町 　令和元年度特定健診実施状況においては、

	本事業だけが要因というわけではないが、業務委託を受けた市町で最大8.6ポイントの受診率向上が見られ、受託した8保険者中6保険者が対前年度の受診率を上回った。また、全体では、本事業を実施することで1保険者あたり1.6ポイントの受診率向上効果があった。 令和2年度は、壱岐市、五島市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町から業務委託を受けており、受診率は令和3年11月頃に速報値が出ることになっている。 ④ 特定健診受診促進のための広報 特定健診・保健指導の重要性について、マスメディア等を用いて啓発を図った。
（２） 国保保険者標準事務処理システムの運用支援	平成30年4月国保制度改正に伴い開発導入された国保3システムについて本会も県内の円滑な国保運営を行えるよう対応・支援することとしている。 ① 国保事業費納付金等算定標準システム 財政運営の責任主体である県が行う業務を支援するシステム。本会は「国保事業費納付金」および「標準保険料率」等の算定について、今年度も長崎県より業務委託を受け、保険料収納必要総額の算出と、市町ごとの国保事業費納付金額及び標準保険料率の算定を実施した。今後も前年度算定結果と実績との誤差等を把握し、より正確な納付金および標準保険料率の算定を行っていく。 ② 国保情報集約システム 国保情報集約システムは、市町毎に保有する資格情報等を都道府県単位で集約し、被保険者が同一都道府県内で転居した場合に高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引継ぐなど、市町間の情報連携等を可能とするシステム。都道府県を跨る被保険者異動情報等を提供することで月報作成に寄与している。令和2年11月からはオンライン資格確

	認に向けて、加入者情報の医療保険者等向け中間サーバーへ加入者情報の連携を行った。 ③　市町村事務処理標準システム 　市町村が行う資格管理、賦課、徴収・出納、給付業務を支援するための 標準的な事務処理システム。効率化、コスト削減、標準化を目的として、厚生労働省と国保中央会が主体となり利用推進を展開している。一方で令和2年度、新政府は自治体17業務のシステムについて2025年を目途に統一化することを示した。この中には「国民健康保険」「後期高齢者医療」も含まれており本格的な議論はこれからも行われていくが、自治体が国保業務を取り扱う市町村事務処理標準システムについては現行の任意導入から義務化とされる可能性もあり、中央の状況に注視する必要がある。現在、長崎県では「市町の事務の標準化、広域化を推奨するため市町村事務処理標準システムの導入を推進」することを「長崎県国民健康保険運営方針」に定めている。本会は県と協力し、市町の希望状況を把握しながら、今後も国の議論を中心とした情報収集に努め協力していく。
※ 国保総合システム等の近況	【2024年（令和6年）に機器更改予定】 　2021年（令和3年）3月31日公表の「審査支払機能に関する改革工程表」（厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会の三者連名）において社保、国保の両システムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた工程として2024年機器更改時には「コンピュータチェックの整合化（統一化）」を行うこととしており、国保中央会、国保連合会は併せて「47都道府県システムサーバの1拠点（クラウド）化」を実施する。更に2026年には審査領域の社保・国保共同利用を開始するとともに支払領域の共同利用についても検証を行い、早急に結論を出すことを目指すとしている。

（３） 保険者共同電算業務の充実	① 国保共同電算処理業務 国保総合システムや国保ネットワークを介して確定データから各種帳票類等を保険者へ提供。 ② （特別）高額医療費共同事業支援業務 平成30年度以降、同事業実施主体が国保連から都道府県へと移ったため、本会は交付申請用総括明細書と給付データの突合作業を長崎県に代わって実施。（やりとり自体は国保中央会⇔都道府県） ・対象件数　526 件 ③ 医療費・介護給付費通知書作成業務 【医療費通知作成業務】 ・委託保険者 13市8町4国保組合 ・委託枚数　959,956 件 【介護給付費通知作成業務】 ・委託保険者 8市4町1広域圏組合 ・委託枚数　185,723 件 ④ 予防接種広域化事業 ・支払額　361,702,825 円 ⑤ 後発医薬品使用促進通知書作成業務 ・委託保険者 13市8町3国保組合 ・委託枚数　26,098 件 ⑥ 結核・精神抽出データ作成業務 ・レセ電データ抽出保険者 全保険者 ・紙データ抽出委託保険者 10市6町 ・調整交付金申請保険者 16保険者 ⑦ 福祉医療費助成事業審査支払業務 〇乳幼児福祉医療費助成事業 ・委託保険者 21市町保険者 ・支払額　251,765,288 円 〇心身障害者（重度）福祉医療費助成事業 ・委託保険者 長崎市 ・支払額　665,639,673 円

	○心身障害福祉医療助成事業精神通院分 ・委託保険者　長崎市 ・支払額　　7,871,524 円 ○ひとり親家庭福祉医療費助成事業 ・委託保険者　長崎市 ・支払額　　64,945,924 円 ⑧ 出産育児一時金等支払業務 ・支払額　　419,800,535 円 ⑨ 退職者医療共同事業 ・令和2年度処理分の帳票作成完了 ⑩ 被保険者証の一括発行 ・委託保険者数 一斉発行:2市5町、台紙のみ:7市 ・委託件数　　225,719 件 ⑪ 共同処理にかかる外字管理 保険者で使用している外字を共同電算処理で作成する各種帳票へ反映させるため、外字管理システムにて保険者ごとの外字コードを管理し国保総合システムへ連携。 ⑫ 高額療養費算定業務 平成30年度から国保連合会が高額療養費の計算主体となり、毎月仮算定・本算定を実施し、関連帳票等を作成。 ⑬ 高額療養費勧奨通知作成業務 ・委託保険者数 3 市 2 町 ・委託件数　　22,997 件 ⑭ 高額療養費外来年間合算算定業務 高額療養費の算定結果を基に、年次処理として高額療養費（外来年間合算）支給額計算（仮算定）により勧奨通知等を作成し、その後月次処理として支給額計算（本算定）を行い、支給決定通知書等を作成。

	⑮　高額医療・高額介護合算療養費算定業務 　医療保険と介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業において、1年間の自己負担の合算額が著しく高額となった場合の合算療養費の支給にかかる仮算定及び支給額計算等の業務を行った。また、介護保険システムで管理している給付実績情報の抽出を行い、保険者が年間高額対象者と見込まれる受給者の把握を行うための参考情報を委託保険者へ提供した。 ⑯　風しん抗体検査・予防接種支払業務 　・支払額　　178,982,671 円
（４）　第三者行為損害賠償求償事務の取り組み強化	交通事故等の発生に伴い、保険者が代位取得した損害賠償請求権の行使に係る事務を、保険者から委託を受けて、円滑かつ効率的に実施するとともに、担当者研修会を開催し、保険者における求償事務の支援に努めた。令和2年度の第三者行為損害賠償求償に係る収納額は、令和元年度の約3億4千万円から約4億2千万円に増加しており、収納件数についても6件増加した。前年度と比較して、高額の案件が増えており、1件当たりの収納額も増加した。また「食中毒」「闘争」「犬噛み事故」等の求償対象範囲の拡大については、順次検討を進め、次年度以降実施に向けた準備を進めた。 ・求償事務担当者研修会の開催 　日時：令和3年2月25日（木） 　※長崎県 TV 会議システムを利用 　講師：宇賀昭司第三者行為求償事務アドバイザー
（５）　レセプト二次点検業務の充実 ①　費用対効果向上の取り組み	10市8町3組合から委託を受け、現在、21保険者(月平均26万6千件)となった。 ①　二次点検支援システムの活用 　点検項目の追加と抽出精度の向上、またレセプト点検専門員による目視点検のスキルアップを図っているが、平成30年度の費用対効果

	(査定金額/手数料)7．09から令和元年度は4．97と下落した。しかし、令和2年度は6．65と再び向上させた。 ②　レセプト点検員の育成 　専門的な知識を要する高度な目視点検ができる点検員を育成するため、審査課が主催する研修会に参加した。また、毎月自主的な事例研修会を実施して、知識の底上げを図った。
②　受託保険者の拡大	令和2年度は、新規の業務委託保険者はなかった。
③ 受託保険者訪問研修の実施	訪問研修の実施 　令和2年8月上旬から10月下旬にかけて、点検実施主体である保険者を訪問し、レセプトの基礎知識および点検方法等、要望項目に応じた実務研修を行った。
（６）　介護給付費の適正化の充実	
①　介護保険事業の推進	①　介護給付費等審査支払業務 　介護給付費審査委員会介護医療部会による特定診療費等の審査及び介護サービス費の支払にかかる給付管理により、適正な審査支払業務に努めた。 〇介護医療部会の開催（毎月1回） 〇介護給付費審査委員会の開催（年1回） ・期日：令和2年11月26日（木） ・場所：国保会館6階会議室 ・内容：介護給付費等の請求支払状況や介護サービス苦情相談の状況などについて説明 ②　介護サービス苦情処理業務 　利用者等からの介護サービスに関する苦情・相談等を適切に処理するとともに、苦情申立てがあったものについては介護サービス苦情処理委員会で審理を行ない、事業者等に対し

	介護サービス改善に関する指導及び助言を行う。また、高齢者への虐待や運営基準違反、不正請求等が疑われる通報があった際には、県及び関係市町へ情報提供を行なう。 ○苦情・相談受付（連合会） ・令和2年度の相談受付件数（24件） ・苦情申立件数（1件） 苦情処理委員会を開催し、当該事業所へ実施した調査結果をもとに審理を行い、その結果を踏まえて当該事業所に対して指導・助言を行った。 ○通報情報受付件数（2件） ③ 保険者事務共同処理業務 保険者に共通する事務を一元的に処理することにより、事務の効率化や経費の節減が図られるよう介護給付費通知作成、主治医意見書料支払処理業務などを実施した。 （令和2年度の委託状況） ・介護給付費通知作成処理（13保険者） ・主治医意見書料支払処理（12保険者） ・原案作成料支払処理（13保険者） ④ 特別徴収情報等経由機関業務 介護保険料、国民健康保険税（料）及び後期高齢者医療保険料について、年金からの特別徴収に関し、年金保険者と市町との間で回付される情報（データ）の授受経由機関業務を実施した。またこの仕組みを活用した介護保険補足給付情報（非課税年金対象者情報データ）経由業務、年金生活者支援給付金の情報経由業務についても的確に回付を行った。 ⑤ 高額医療・高額介護合算制度にかかる算定業務 医療保険と介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業において、1年間の自己負担の合算額が著しく高額となった場合の合算療養費の支給にかかる仮算定及び支給額計算等の

	業務を行った。また、介護保険システムで管理している給付実績情報の抽出を行い、保険者が年間高額対象者と見込まれる受給者の把握を行うための参考情報を委託保険者へ提供した。
② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護予防給付（訪問・通所）から介護予防・日常生活支援総合事業に移行した介護予防・生活支援サービス費及び介護予防ケアマネジメント費について、円滑な審査支払業務の推進に取り組んだ。
③ 介護給付適正化事業への支援	介護給付費等審査支払業務を通じて保有する給付実績情報を活用し、保険者における適正化事業のための情報提供を行うとともに、介護給付費明細書等の縦覧点検や医療情報との突合点検を実施し、市町等が実施する介護給付適正化事業の効果的な支援を行った。
（7）その他の各種事業	① 広報共同事業 ＜広報委員会＞ ・第1回　令和2年7月31日 ・第2回　令和2年11月18日 ＜事業内容＞ ・テレビ、ラジオによる広報 ・スマートフォンを活用したターゲット配信広告 ・市町職員を対象として広報に関するスキルアップ研修会開催　令和3年1月20日 ※テレビ情報番組を活用した広報及びラッピングバス交通広告、ポスター制作等については、コロナ禍の影響を考慮して中止した。 ② 健康づくり支援 国保被保険者の健康づくりを推進するため、市町が行う健康まつり等に対して、健康器具の貸出や、健康づくりを目的とした市町が行うスポーツ大会に対して、入賞者向けのカップ及びメダルをスポーツ奨励賞として交付している。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、市町が主催するイ

	ベント及びスポーツ大会等が見送られたため、貸出及び交付実績はなかった。 ③　統計資料の作成 ・医療費速報データ（随時提供） ・疾病分類統計資料及び「目で見る長崎県の国保」（令和２年１０月及び令和３年３月提供） ④　在宅保健事業みつば会の活動 ○役員会の開催　年5回 ・市町支援事業内容確認及び支援者決定、支援後の確認等 ・みつば会通信発行（毎年） ・みつば会ホームページ作成 ・研修会（年1回）及び総会(年1回)の開催 ・ブロック別研修会の開催(五島以外3ブロック×2回)　五島ブロックのみ1回実施 ○市町保健事業の支援 （健康づくり出前講座） 支援市町:a 佐々町（1回）、b 小値賀町（2回） 対 象 者:a 食生活改善推進員 b 小～中学生 内　　容:a オーラルフレイルや歯周病と生活習慣病の関係について b 食育講話、歯科保健に関する講話等 （高齢者健康事業への支援） 支援市町:a 諫早市（1回） b 佐々町（4回） c 長崎市（6回） 対 象 者:高齢者 内　　容:a ロコモ予防、高齢者の口腔及び栄養について b 口腔フレイルについて c 高齢者の口腔及び栄養について ○研修会開催（1回） ・令和3年3月３日(水) 長崎県国保会館 出席者　会員24人・市町42人（一部オンライン） 講　演：「高齢者の身体・疾病の特徴～通いの場等に携わる専門職として必要な視点とは～」

	長崎リハビリテーション病院 地域リハビリテーション統括　松坂　誠應　氏 ⑤ 長崎県市町村保健師会研修会 ※新型コロナの影響により総会が書面総会になったため、研修会は中止となった。 ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業 ＜新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金及び感染拡大防止等支援金＞ ○慰労金及び支援金の支給事業について、申請受付・口座振込業務を連合会が県から受託 【医療分】 ① 慰労金の支給 … 医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者・職員 □支 給 額 ： 20万円、10万円、5万円／人 □対象施設 ： 医療機関等（病院・診療所・訪問看護ステーション・助産所・PCR検査センター □実績：（振込件数）1，939件 （振込金額）5，084，369千円 ② 支援金の支給 … 新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用を支援 □支 給 額（上限） ・病　　院：200万円＋5万円×病床数 ・有床診療所：200万円 ・無床診療所：100万円 ・薬局等：70万円 □対象施設 ： 病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所 □実績：（振込件数）1，640件 （振込金額）2，340，577千円 【介護・障害福祉サービス等分】 ① 慰労金の支給 … 対象施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 □支 給 額 ： 20万円、5万円／人 □対象施設 ： 介護保険及び障害福祉のサービスを提供する全施設・事業所 □実績：介護（振込件数）5，020件 （振込金額）1，831，626千円 障害（振込件数）1，606件

	（振込金額）　497，581千円 ② 支援金の支給 … 最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制の構築に要する費用を支援 □対象施設 ： 慰労金に同じ □実績：介護（振込金額）1，867，707千円 障害（振込金額）　364，329千円 ＜診療報酬等の一部概算前払＞ ○厚生労働省から審査支払機関（支払基金・国保連合会）に対して協力要請あり □目的：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した医療機関等の資金繰り対策 ※（独）福祉医療機構等からの融資実行に日数（一ヶ月程度）を要するため □概要：本来ならば令和2年7月に支払うべき令和2年5月診療分の診療報酬を、申請に基づき、一部前倒して令和2年6月に概算前払を実施したもの ※概算前払額： （「令和元年12月～2年2月診療分の平均診療報酬等支払額」－「4月診療分」）×10／8 □支払日：令和2年6月22日 □精　算：令和2年7月の診療報酬支払額（令和2年5月診療分）《確定額》から概算前払額を減額 ※融資の遅れ等により資金調達が困難な場合は、申請により、令和2年12月まで分割して減額調整可能 □本県の状況（国保のみ） ・申請機関数：9機関 ・該当機関数：6機関（※3機関は減収なし） ・概算前払額：10，935，000円 ※前払金に対応するため、金融機関から一時借入を実施 ⑦ 研修会等の開催 ○納付金算定システム担当者説明会 （財政運営部会内）（WEB 会議） 令和2年10月1日（木）長崎県庁311会議室 ○国保実務担当者研修（WEB 研修） 令和3年2月8日（月）国保会館6階会議室

	○長崎県国保診療施設協議会事務担当者研修会 令和2年12月3日（木） オンライン開催 ○介護給付適正化システム等活用研修会 令和2年3月17日（水） 長崎県庁会議室 ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止となった会議 ・長崎県国保運営協議会会長連絡協議会 ・国保新任課長・担当者研修会、担当者実務研修（県と共催） ・国民健康保険主管課長会議（県と共催） ・保険料(税)収納率向上対策研修会（県と共催） ・介護・障害者総合支援担当者説明会 ・ケアプラン分析データ活用研修会